

北海道では期限付教員を募集しています。

- * 期限付教員とは、産休・育休や退職などで欠員となった正規教員の代わりに任用される、任用期限を付した教員をいい、地方公務員法の臨時的任用職員に当たります。任用されるためには教員免許が必要です。
- * 記載内容の詳細は道の規定によります。

- ポイント1** 令和4年7月1日から、教員免許の更新講習を受ける制度がなくなりました。
・教員免許を取得した人は、有効期限が切れても、更新講習を受けずに、教員になることができます（下のQ2を参照してください）。
- ポイント2** 「教員」としての任用（経験・年齢不問）です。
・業務は正規教員と同じです。校内でも「教員」として待遇されるので、正規教員と同様の経験を積むことができます。
※ 他県では、経験者・未経験者ともに「教員」ではなく「講師」として任用されるケースが多く見られます。
・北海道では、60歳以上の方も多数採用されています。
- ポイント3** 「正規採用」への道が広がります。
・札幌市を除く北海道内の公立学校において、直近3か年度で24月以上かつ受検年度の4月から5月の間を期限付教員として勤務していれば、第1次検査や第2次検査の実技検査が免除となる特別選考を受検できる制度があります。（令和4年度実施の選考検査の状況）
- ポイント4** 給与は正規教員と「同等」です。
・これまでの職歴（民間含む）も正規採用者と同様に換算され、正規教員と同等の給与になります。
※ 他県の多くは「講師」として採用され、給与が低く抑えられています。
- ポイント5** 赴任には「引越費用」が支給されます。
・規定により、北海道外からは最大約55万円、北海道内からは最大約37万円、居住地又は勤務校が離島の場合は上限なしで支給されます。

■■■もっと知りたい「期限付教員」■■■

- Q1 教員の経験がないけれど？**
→勤務先の先輩や市町村教育委員会、北海道教育委員会がサポートします。
- Q2 昔とった教員免許だけど？**
→教員として勤務するには、所持している免許状が「有効な状態にある」必要があります。所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、教員として勤務する日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。次のURLを参照のうえ、必要な場合には、「免許状の再授与申請」手続きを行ってください。
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/koushinsei021007.html>
- Q3 募集となっている学校種の教員免許がないけれど？**
→他の学校種の教員免許であっても対応できる場合がありますので、まずはご相談ください。
- Q4 忙しいんじゃない？**
→北海道は「働き方改革」に力を入れ、健康でいきいきと勤務できる環境の整備に努めています。
- Q5 期限付教員はどの位いるの？**
→北海道には、約1,500人の期限付教員がいます。（R4（2022）年度当初）
- Q6 住むところはどなるの？**
→多くの地域に「公宅」という、自治体が設置した教員住宅が用意されており、空き状況により入居することができます。
- Q7 どのような校種で、何人位募集しているの？**
→時期、教科や校種等により異なりますが、毎月、札幌市立を除く公立の小中学校や義務教育学校、道立の高校、特別支援学校や中等教育学校で、若干名～数十名程度募集しています。最近は、秋以降、特に小学校教諭の募集が増加する傾向にあります。北海道教育委員会HPの次のページから、およその募集状況をご覧いただけます。
http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/rinji_oubo.htm

【任用までの流れ】

- ①申込み（「北海道教育庁代替教職員応募・任用システム」に登録）
→②道教委から欠員の状況に応じてご連絡 →③面接選考 →④任用

北海道での期限付教員としての勤務に少しでも関心のある方は、システムに登録してください!!

自分の希望と条件が合わなければ、断ってもかまいません。その後の採用に影響しません。

パソコンやスマートフォン等によりWEBで応募できます。

- アドレス <https://www.harp.lg.jp/TQqvHqe4>
- 道教委 任用



* お問い合わせ・ご相談は、教職員課小中学校人事係 011-204-5722へ

北海道教育委員会